

## ○沖縄県企業局特定建設工事共同企業体取扱要領

[沿革]

平成7年1月13日施行、平成7年7月31日改正、平成9年4月11日改正、平成21年4月1日改正、平成29年3月21日改正、平成30年5月7日改正、令和3年4月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県企業局が発注する建設工事（以下「局工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の施工方式、対象工事等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定JV 沖縄県企業局が発注する特定の建設工事の施工を目的として結成され、当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。
- (2) 構成員 局工事に係る競争入札参加者の資格を有する建設業者であって特定JVを構成するものをいう。
- (3) 契約担当者 企業局長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。

(施工方式)

第3条 特定JVの施工方式は各構成員が対等の立場で、一体となって施工する共同施工方式（甲）とする。

(対象工事)

第4条 契約担当者が特定JVに発注できる工事は、次の各号の何れかに該当するものとする。

- (1) 大規模かつ技術的難易度の高い工事
- (2) 当該局工事の性格等に照らし特定JVによる施工が必要と認められる工事であって、それぞれおおむねの設計額が土木一式工事又は建築一式工事については3億円、水道施設工事（水道施設築造工事、導水管布設工事、送水管布設工事）、機械器具設置工事、管工事又は電気工事については1億円を下回らないものとする。

ただし、沖縄本島以外の工事については、この限りではない。

(構成員)

第5条 構成員の数は原則として2又は3業者とし、等級格付がなされている業種にあっては、最上位等級に属する者のみ又は最上位等級と第2位等級に属する者の組合わせとする。

2 構成員は次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、県内企業の育成、公正な競争の促進及び適正な施工の確保を図るため、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 当該局工事に対応する沖縄県の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 工事規模にかかわらず当該局工事を構成する一部の工種を含む工事について一定の実績があり、かつ、当該局工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 全ての構成員が、当該局工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (4) 本県において経常建設共同企業体の構成員として建設業者格付名簿に登録されていないこと。

(結成方法)

第6条 特定JVの結成方法は、自主結成とする。

(代表者)

第7条 特定JVの代表者は構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならぬものとする。

(出資比率)

第8条 代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は次の割合以上でなければならない。

(1) 2業者の場合 30パーセント

(2) 3業者の場合 20パーセント

(3) 4業者以上の場合 全ての構成員は均等割の10分の6に相当する比率

(入札参加資格審査申請書等)

第9条 契約担当者は、特定JVに発注するときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告等し、公告等をした日から原則として25日以内に特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)に協定書(様式第2号)を添えて、資格審査の申請を提出させるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名

(2) 工事箇所

(3) 工事概要

(4) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定JVの構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等

(6) その他必要と認められる事項

(資格審査等)

第10条 契約担当者は第9条により申請のあった特定建設工事共同企業体入札参加資格審査については、沖縄県企業局入札参加資格委員会又は沖縄県企業局指名審査会に諮り決定するものとする。

(入札参加業者に事故があった場合の取扱い)

第11条 前条の規定に基づき決定された業者に指名停止、倒産等事故があった場合は、当該構成員の属する特定JVは入札に参加する資格を失う。

第11条の2 前条の規定に関わらず、構成員の一部について会社更生法(昭和27年法律172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合、入札の時より前であれば、残余の構成員が被申立会社になる構成員を補充して、新たに特定JVを結成し、確認のとれた者については入札に参加することを認める。なお、構成員の一部について破産宣告がなされた場合も同様に取り扱うものとする。

(特定JVの存続期間)

第12条 局工事に係る請負契約の相手方となった特定JVの存続期間は、当該工事の完成後3箇月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても当該工事につき瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

2 当該局工事につき結成された特定JVのうち請負契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(実施手続)

第13条 特定JVによる指名競争入札を実施する場合の手続については、沖縄県企業局発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領を準用する。この場合、「一般競争入札」を「特定建設工事共同企業体指名競争入札」に、「一般競争入札参

加資格確認申請書」を「特定建設工事共同企業体指名競争入札応募調書（様式第5号）」に、「入札参加資格委員会」を「指名審査会」に、「一般競争入札参加資格確認申請者一覧表」を「特定建設工事共同企業体指名競争入札応募業者一覧表（様式第6号）」に第7条中「主管課長」を「主務課長」に読み替える。又、第1号様式(2)に代えて（様式第3号）、第2号様式(2)に代えて（様式第4号）、「一般競争入札方式の手続き（標準型）」に代えて「特定建設工事共同企業体指名競争入札方式の手続」によるものとする。

（要領に定めのない事項）

第14条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成7年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

---

(様式第1号)

# 特定建設工事共同企業体 入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 殿

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

提出者 〔 所 属  
署名欄 氏 名

今般、連帯責任により請負工事の共同施工を行うため、  
を代表とする特定建設工事共同企業体を結成したので、当共同企業体を貴企業局発注に  
係る 工事の入札に  
参加させていただきたく、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査  
を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し  
ます。